## 介護サービス事業者 自主点検表 令和5年6月版

# 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

事業所番号	
施設の名称	
事業所(施設)所在地	
電 話 番 号	
法人の名称	
法人代表者(理事長)名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

### 介護サービス事業者自主点検表の作成について

#### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を 作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

#### 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ 点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)
- (5) この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて(福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、**網掛けされている部分**については指定介護予防福祉用具貸与事業独自 の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防福祉用具貸与事業 の指定を受けている事業所のみ自主点検してください(指定介護予防福祉用具貸与の利用者が いない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がな いなどの場合には上の(4)に従って記入してください。)。

### 3 根拠法令

「久樹」	川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
「条例」	める条例 (平成29年川口市条例第79号)
	川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
「予防条例」	予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
5.1	を定める条例 (平成29年川口市条例第84号)
「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「平11老企25」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
	(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12厚告19」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
「平12老企34」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について
	(平成12年1月31日老企34厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、
「平12老企36」	居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要
, = = = = = :	する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
	(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平11厚告93」	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用
	具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号)
「平18厚労告127」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
「平18老振-0331011号」	福祉用具専門相談員について (平成18年3月31日老振発 0331011 号老健局振興課長通知)
	(平成18年3月31日名振発 0331011 芳名健局振興課式通知)   指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実
「平18-0317001号」	指定分譲了的リーころに安する賃用の額の昇足に関する基準の制定に行う美  施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第
+18 0317001 73	0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)
	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚
	生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具
「平21老振-0410001号」	の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いに
1 2 I GIN OTTOOUT ()	ついて」の改正等に伴う実施上の留意事項について
	(平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長通知)
	厚生労働大臣が定める地域
「平24厚労告120」	(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を
「平26老発1212第1号」	改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布につい
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て(平成26年12月12日老発1212第1号老健局長通知)
	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
「平21厚労告83」	(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
	厚生労働大臣が定める施設基準
「平27厚労告96」	(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について
「平 27 老振発第 0327 第 3 号」	(平成27年3月27日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
「高齢者虐待防止法」	

# 介護サービス事業者 自主点検表

## 目 次

第1	一般原則	•	•	•	•	•		1
第2	基本方針	•	•	•	•	•		1
第3	人員に関する基準	•	•	•	•	•		3
第4	設備に関する基準	•	•	•	•	•		6
第5	運営に関する基準	•	•	•	•	•		6
第6	変更の届出等	•	•	•	•	•	:	3 1
第7	介護給付費の算定及び取扱い	•	•	•	•	•	:	3 1
笋 Q	その他				•			3 6

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
第1 一般原	則		
	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に 立ったサービスの提供に努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第1 項
	(2) 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス 事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提 供する者との連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第2 項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか(令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。)。	□いる □いない	条例第3条第3項
	(4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第4 項
	※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の 2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業 所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提 供するサービスの質の向上に努めなければならないことと したものです。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に 情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用す ることが望ましいです。		平11 老企25 第3の1の3(1)
	(5) サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の 安全の確保に努めていますか。	□いる □いない	条例第 3 条第 5 項
第2 基本方金	· <del>†</del>		
1 福祉用具 貸与事業の 基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。		条例第 231 条
	介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が尊厳を保持 し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む ことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置か れている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取 付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者 の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	□いる □いない	予防条例第 203 条
	※ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が 定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉 用具の種目」(平成11年3月31日 厚生労働省告示第9 3号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改 修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34 号)において定められた種目となります。		法第 8 条第 12項平 11 厚告 93平 12 老企第 34

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	(1) 車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型 車いすに限る。	
	(2) 車いす付属品	
	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に 使用されるものに限る。	
	(3) 特殊寝台	
	サイドレールが取り付けてある又は取り付けることが可 能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの	
	一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能	
	二 床板の高さが無段階に調整できる機能	
	(4) 特殊寝台付属品	
	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的 に使用されるものに限る。	
	(5) 床ずれ防止用具	
	次のいずれかに該当するものに限る。	
	一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用	
	のマット	
	(6) 体位変換器	
	空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介 護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、 体位の保持のみを目的とするものを除く。	
	(7) 手すり	
	取付けに際し工事を伴わないものに限る。	
	(8) スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わ ないものに限る。	
	(9) 歩行器	
	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体 重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当 するものに限る。	
	<ul><li>一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む 把手等を有するもの</li></ul>	
	二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの	
	※ なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はよるい人の事業なる。	
	はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。	
	(10) 歩行補助つえ	
	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・ク	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	ラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 (11) 認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサー	
	により感知し、家族、隣人等へ通報するもの (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上 げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造 により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を	
	有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。) (13) 自動排泄処理装置  尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便	
	の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)	
	を除く。) ※ 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具	
	として判断する。 (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。	
	(3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当 しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対 象外として取り扱う。	
	但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を 有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該 福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する 部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当す る部分に限り給付対象とします。	
第3 人員に	関する基準	
	※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定 められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達している ことをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及 び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられて いる者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業 所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務 すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。	平 11 老企 25 第 2 の 2 の (3)
	※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の 職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われる ことが差し支えないと考えられるものについては、それぞ	平 11 老企 25 第 2 の 2 の (3)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	れに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間 数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることと します。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与 事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉 用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を 兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達 していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、 従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規 定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理 措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業 (以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休 業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児 休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第 2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定す	
	2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス	平 11 老企 25 第
	以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合の サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけ る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の 別を問いません。 ※ 「常勤換算方法」(用語の定義)	2020(4)
	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。	
	ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能で	平 11 老企 25第 2の(1)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	す。		
1 福祉用具 専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉 用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上配置されて いますか。	□いる □いない	条例第 232 条
	※ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア 保健師		施行令第4条第 1項
	イ 看護師 ウ 准看護師		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 1(1)
	エ 理学療法士         オ 作業療法士         カ 社会福祉士		平 26 老発 1212 第 1 号
	キ 介護福祉士 ク 義肢装具士		平 18 老振 0331011 第 1
	ケ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当 該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習 事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した 旨の証明書の交付を受けた者		施行規則 第 22 条の 31
	※ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で 2人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介 護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防 福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であ って、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業所が 一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以 上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これら の指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみな すことができます。したがって、例えば、同一の事業所にお いて、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具 販売、特定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受 けている場合であっても、これらの運営が一体的になされ ているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で 2人でもって足りるものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 1(1)③
2 介護予防 福祉用具貨 与事業専門 祉用具専門 相談員	福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの		予防条例第 204 条
3 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置 いていますか。	□いる □いない	条例 233 条
	※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事す		
	る場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に 当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内		準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 1(3))

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての 職務に従事する場合		
第4 設備に関	<b>場する基準</b>		
1 設備及び 備品等	(1) 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	□いる □いない	条例 234 条
	※ 必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(1)
	※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の 運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備 え付けられた設備及び備品等を使用することができるもの とします。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(2)
	※ ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができます。		平 11 厚令 37 第 196 条
	(2) (1) の設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア 福祉用具の保管のために必要な設備	□いる □いない	
	① 清潔であること。 ② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。		
	※ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(3)
2 介護予防 福祉用具貸 与事業の設 備基準	福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記①及び②)を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例第 206 条第 3 項 平 11 厚令 37 第 196 条第 3 項
第5 運営に関	関する基準		
1 内容及び 手続の説明 及び同意	はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフ レット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス 提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 8 条)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
2 提供拒否の禁止	文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等オ  ※ 同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。  正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。  ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。  ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	□いない □いる	準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(2)) 平11老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ① 条例第 245 条 準用(第 9 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(3))
3 サービス 提供困難時 の対応	7 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3		条例第 245 条 準用(第 10 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(4))
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及 び有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているとき	□いる □いない □いる	条例第 245 条 準用(第 11 条) 準用(平 11 老企
	は、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めて いますか。	□いない	25 第 3 の 1 の 3(5))
5 要介護認 定の申請に 係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、 当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 12 条) 準用(平11 老企 25 第 3 の 1 の 3 (6))
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
6 心身の状 況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めて いますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 13 条)
7 居宅介護 支援事業者 等との連携	(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その 他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との 密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 14 条)
	(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	
8 法定代理 受領サービ スの提供を 受けるため の援助	利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれに も該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨 を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代 理受領サービスとして受けることができる旨を説明していま すか。	□いる □いない	
	また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	
9 居宅サー ビス計画に 沿ったサー ビスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 16 条)
10 居宅サー ビス計画等 の変更の援		□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 17 条)
助	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(8)
	※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		
11 身分を証 する書類の 携行	従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 18 条)
	※ 当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談 員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や 職能の記載を行うことが望ましいです。		準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(9))

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
12 サービス の提供の記 録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 19 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(10))
	の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、 利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に 記載しなければならないこととしたものです。 ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。		
	ア 福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日 イ 種目及び品名 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項		
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。	□いる □いない	
	※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		
13 利用料等 の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供 した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福 祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該 事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受けていますか。	□いる □いない	条例第 235 条
	※ 法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。また、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものです。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。 また、福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能としますが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(1) ①②

自主点検項目	自 主 点	検の	ポーイ	ント		根	拠
	(2) 法定代理受領 供した際に、そ 当該サービスに に、不合理な差	の利用者から 係る居宅介護	支払を受けるネ サービス費用		□いない □いる		
	※ 利用者間の公式 受領サービスでたから支払を受ける から支払を受ける ある福祉用具貸与 の他方への転嫁等	ないサービスを る利用料の額と 身に係る費用の	提供した際に 、法定代理受 額の間に、-	、その利用者 領サービスで -方の管理経費		準用(平 25 第 3 0 (10)②)	
	こととしたもので ※ なお、そもそも のサービスと明確 ような方法により	o介護保険給付 催に区分される )別料金設定を	サービスにつ して差し支え	かいては、次の ありません。			
	ア 利用者に、当該 あり、当該サート ビスであることを イ 当該事業の目的 業所の運営規程と	ごスが介護保険 ご説明し、理解 り、運営方針、利	途給付の対象と を得ること。 利用料等が、福	ならないサー 証証用具貸与事			
	ウ 会計が福祉用 と。 (3) 上記(1)、(2)	具貸与の事業	の会計と区分	されているこ	□いる		
		<b>すか。</b> の実施地域以		その受領は適 いて福祉用具	□いない	平 11 老	
	者やクレーン	搬出入に通常	5場合等、特別	数以上の従事 川な措置が必要		第3の 3(1)②@	
	※ 保険給付の対象 ないあいまいな名						
	(4) 上記(3)の費 は、あらかじめ スの内容及び費 ていますか。	、利用者又はそ	の家族に対し		□いる □いない	平 11 厚第 197 条	
	(5) あらかじめ定 の一部の支払が な理由なく支払 と等により福祉 すが、その手続	なく、その後の に応じない場合 :用具貸与の提	)請求にもかだ 合は、福祉用身 供を中止する	を回収するこ ことができま	□いる □いない	平 11 厚第 197 条	
14 保険給付 の請求のた めの証明書 の交付	法定代理受領サー 用料の支払を受けた 品名、費用の額その ビス提供証明書を利	と場合は、提供 の他必要と認め	した福祉用具 られる事項を	貸与の種目、	□いる □いない	条例第2準用(第	
15 福祉用具 貸与の基本 取扱方針	(1) 福祉用具貸与 防止並びに利用 う、その目標を	者を介護する	者の負担の軽		□いる □いない	条例第2 1項	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福 祉用具を貸与していますか。	□いる □いない	条例第236条第 2項
	(3) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	条例第236条第 3項
16 福祉用具 貸与の具体 的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸	□いる □いない	条例第237条第 1号
	与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に 係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格は平成 30 年 10 月から適用)。		
	(2) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□いる □いない	条例第237条第 2号
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	□いる □いない	条例第237条第3号
	※ 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)②
	※ 特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。		平 21 老振 0410001 第 1-2
	※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応 等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用 具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)②
	(4) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に 応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場 合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	□いる □いない	条例第237条第 4号
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に 行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、専 門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)①
	※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意 が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者 が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況 の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(5) 居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第237条第 5号
	※ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、 福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等 の必要な措置を講じてください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)④
	(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報 を利用者に提供していますか。	□いる □いない	条例第237条第 6号
	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択 するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身 の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってくだ さい。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑤
17 福祉用具貸 与計画の作 成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び その置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当 該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記 載した福祉用具貸与計画を作成していますか。	□いる □いない	条例第238条第 1項
	※ 上記の場合において、特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑥
	※ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごと		
	に定めるもので差し支えありません。		
	(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□いる □いない	条例第238条第2項
	※ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更してください。		
	(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	条例第238条第 3項
	(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際 には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係 る介護支援専門員に交付していますか。	□いる □いない	条例第238条第 4項
	※ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその 置かれている環境を踏まえて作成されなければならないも のであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会 を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画 の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3) ⑥

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 なお、福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。		
	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	□いる □いない	条例第238条第 5項
	(6) 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	□いる □いない	条例第238条第 6項
18 利用者に 関する市町 村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ア 正当な理由なしに福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 26 条)
19 管理者の 責務	<ul><li>(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</li><li>(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</li></ul>	□いる □いない □いる □いない	条例第 245 条 準用(第 55 条)
20 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ 上記ア〜カに掲げるもののほか、運営に関する重要事項	□いる□いない	条例第 239 条
	<ul> <li>※ イの従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません(重要事項を記した文書に記載する場合についても同様です。)。</li> <li>※ エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料(1割、2割又は3割負担)、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の</li> </ul>		平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ① 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(4)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に 応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するもので す。	
	個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。	
	※ エの「取り扱う種目及び利用料」について、運営規程に複数 の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を設けるこ とができます(介護予防福祉用具貸与も同様)。この場合、あ らかじめ都道府県等に減額の規定を届け出ることが必要です。	平 27 老振発第 0327 第 3 号
	1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合です。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。	
	2. 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全 ての福祉用具が対象です。例えば、主要な福祉用具である車 いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の 種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、	
	④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 3.減額する際の利用料の設定方法 すでに届け出ている福祉用具の利用料(単品利用料)に加えて、減額の対象とする利用料(減額利用料)を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。	
	本取扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業 所内のシステム等において 1 つの福祉用具に対して単品利 用料と減額利用料を設定する必要があります。	
	特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて 適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額 利用料を設定します。	
	4. 減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについて も記載する必要があります。	
	5. 減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。  7.居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において、区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度関係事業所が必要な情報を共有してください。  8.その他留意事項 減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。  ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。  ※ カの虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。(経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務)		準用(平11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)③) 平11 老企 25 第 3 の一の 3(19) ⑤
21 勤務体制	記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所		第 3 の 11 の 3(4)② 条例第 245 条
の確保等	<b>ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</b> ※ 原則として月ごとの勤務表を作成してください。	□いない	準用(第107条) 準用(平11 老 企25 第3の6 の3(5))
	※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。		An Andrews
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。) ※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、	□いる □いない	条例第245条準 用(第107条第 1項・第2項)
	当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。  ※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。		
	なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅 基準第203条第3項の規定に留意してください。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におい て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止 するための方針の明確化等の必要な措置を講じています か。	条例第245条準用(第107条第4項)
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容	準用(平 11 老 企 25 第 3 の 6 の 3(5)④)
	事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラ	
	スメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について	
	パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業	

計画の策定 等 対する介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」 という。を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を 講じていますか。 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当 たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間 の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間 は、努力義務とされています。 ※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続 してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策 定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対し て、必要な研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の 2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他の サービス事業者との連携等により行うことも差し支えあり ません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が 連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにす ることが望ましい。 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される 災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び 災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるもの ではありません。 イ 感染症に係る業務継続計画	自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
22 業務継続計画の策定 第		あたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。		
計画の策定  対する介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務維続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。  ※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従変部が使の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続がガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画といいては実態に応じて設定してくだざい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。  イ 感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)  り 初動対応  c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接	29 業 終 継 続		口いる	条例第 245 条
たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。 ※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 イ 感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接	計画の策定	対する介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	_	準用(第 31 多
企 25 第 3 (の 3 (7) ① 金 25 第 3 を 3 (7) ② (2 5 第 3 と 2 と 4 に、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第 30 条の2 に基づき事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続がイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。イ 感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)  b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接		たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間 の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間		
各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 イ 感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接		してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。		準用(平 11 章 企 25 第 3 のの3(7)①、②
a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接		各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務 継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される 災害等は地域によって異なるものであることから、項目に ついては実態に応じて設定してください。なお、感染症及び 災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるもの		
c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接		a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)		
たった。		c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)		
a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)		a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道 等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の		
b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)		b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	c 他施設及び地域との連携		
	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□いる □いない	
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。		準用(平11 老 企25 第3の2 の3(7)③、④)
	職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		
	訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。		
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行っていますか。	□いる □いない	
	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	□いる □いない	条例第 240 条
確保並びに 福祉用具専 門相談員の 知識及び技 能の向上等	※ 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(6)
	また、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。		
24 福祉用具 の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	□いる □いない	条例第 241 条
25 衛生管理	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理 を行っていますか。	□いる □いない	条例第 242 条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	(2) 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な 消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、 既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福 祉用具とを区分して保管していますか。	
	※ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材 の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに 従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材 質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行 ってください。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (7)①
	なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄 処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則 り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理(分解洗 浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に 留意してください。	
	(3) 上記(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。	
	※ 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務 (以下「委託等業務」という。)が、運営基準に従って適 切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7)②
	的に確認する旨 エ 当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し 指示を行い得る旨 オ 当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認 め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、 当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨	
	カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠 償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するた めに必要な事項	
	※ 当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7) 3
	※ エの指示は、文書により行わなければなりません。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7) ④
	※ ウ及び才の確認の結果の記録を5年間保存しなければなりません。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7) ⑤
	(4) 上記(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により 他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務 の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録し	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ていますか。		
	(5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	□いる □いない	
	(6) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に、次に掲げる措置を講じていますか。	□いる □いない	
	なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正 省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けてお り、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされてい ます。		
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができます)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。		
	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し ていますか。	□いる □いない	
	福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□いる □いない	
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7) ⑥
	る委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の 知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが 望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外 部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メ ンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対 策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、 利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期 等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。		
	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。  ロ 感染症の予防及びまん死の防止のための指針		
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止の ための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定し ています。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないもの		
	の、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせなが ら実施することが適切です。		
26 掲示及び 目録の備え 付け	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	□いる □いない	条例第 243 条
	(2) (1)に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉 用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者 に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に 代えていますか。	□いる □いない	
	(3) 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の 必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	□いる □いない	
27 秘密保持等	(1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措 置を講じていますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 34 条)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	をとるなどの措置を講じてください。		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持す		準用(平11老企
	べき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金 について定めを置くなどの措置を講じてください。		25 第 3 の 1 の 3(25)②)
	(3) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	l,	
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族 から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(25)③)
	(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ ンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に 取り扱っていますか。	1 .	個人情報の保護に関する法律(平15年法律 第 57 号)
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要		
	ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に 必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対し		
	て利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよ うに努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督 すること		
	エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 伊友伊人 データに のいては 利用 B かわじた 木 L の 欠		
	オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用 停止等を行うこと		
	カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること		
	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い のためのガイダンス」より		
	本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り、具体的に示しており、各医療・企業関係事業者において		医療・介護関係 事業者におけ る個人情報の 適切な取扱い
	り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日) 閣議決定。以下「基本方針」という。) 及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。		のためのガイ ダンス (平 29.4.14 厚 労省)
28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚 偽又は誇大なものとなっていませんか。	□いない □いる	条例第 245 条 準用(第 35 条)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
29 居宅介護 支援事業者 に対する利 益供与の禁 止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対し て特定の事業者によるサービスを利用させることの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いない □いる	条例第 245 条 準用(第 36 条)
30 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。  ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。  ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。  イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。  エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 37 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(28)①)
	(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。  ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。  ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。  ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。	□いる□いない	準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(28)②)
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。 (5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、	□いない □いる □いない	
31 地域との連携	(0) 国民健康保険団体建日会からの水のかめった場合には、 上記(5)の改善の内容を報告していますか。 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相 談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に 協力するよう努めていますか。  ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れ る等、市町村との密接な連携に努めることを規定したもの です。	□いない	条例第 245 条 準用(第 38 条)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談 員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他 の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるもの です。		準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(29))
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう 努めていますか。	□いる □いない	
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が 当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問 介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住す る要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよ う、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点		
	から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなけ ればならないことを定めたものです。		
32 事故発生   時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、 当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 39 条)
	※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(30))
	(2) 上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	□いる □いない	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 は、5年間保存しなければなりません。		
	(3) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、これにより損害があるときは、速やかにその損害を賠償していますか。	l ,	
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害 賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが 望ましいです。		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□いる □いない	
33 虐待の防 止	(1) <b>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</b> なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令	□いる □いない	条例第 245 条 準用 (第 39 条の 2)
	附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。		
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。) に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・虐待の未然防止	
	事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を 常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を 通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があり ます。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養 介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく 理解していることも重要です。	
	・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の 虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、 これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対 する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられてい ることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待 等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出につい	
	て、適切な対応をしてください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応         虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができます)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。	
	<ul> <li>※ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。</li> <li>※ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。</li> </ul>	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8)
	※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	
	※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること		
	ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に 関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通 報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること		
	へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。	□いる □いない	
	※ 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8)
	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		
	<ul><li>本 たけずが光生とた場合の相談・報合体制に関する事項</li><li>へ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li><li>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li><li>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li></ul>		
-	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実	□いる	
	施していますか。 <ul><li>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。</li></ul>	□いない	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8)
	職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年 1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の 防止のための研修を実施することが重要です。		
	また、研修の実施内容についても記録することが必要で す。研修の実施は、事業所内の研修で差し支えありません。		
	④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	□いる □いない	
	※ 虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8)

自主点検項目	自 主 点	検の	ポーイ	ント		根拠
	(2) 事業所の従業 ることを自覚し か。				-	高齢者虐待防 止法第5条
	(高齢者虐待に該当 ア 利用者の身体	はに外傷が生じ	、又は生じる	るおそれのあ	る	高齢者虐待防止法第2条
	暴行を加えるこ イ 利用者を衰弱 置その他の利用	ー。 弱させるような			·	
	ること。 ウ 利用者に対す の他の利用者に				-	
	と。 エ 利用者にわい わいせつな行為	をさせること	0			
	オー利用者の財産から不当に財産	上の利益を得	ること。			
	(3) 高齢者虐待の ービスの提供を 処理の体制の整 すか。	受ける利用者	及びその家族	たからの苦情	<b>の</b> □いない	高齢者虐待防止法第20条
	(4) 高齢者虐待をは、速やかに、	受けたと思わ 市町村に通報し			<b>合</b> □いる □いない	高齢者虐待防 止法第21条
34 会計の区 分	事業所ごとに経現 その他の事業の会計			亥事業の会計	<b>と</b> □いる □いない	条例第 245 条 準用(第 40 条)
	※ 具体的な会計処 き適切に行ってく ア 「指定介護者	ださい。				準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(32))
	について」(平原		0日 老計第8	号)		
	て」(平成13年 ウ 介護保険・高	3月28日 老	振発第18号)			
	計基準の取扱V 0329第1号)	いについて (平原				
35 記録の整 備	(1) 従業者、設備の	、備品及び会計	に関する諸	記録を整備し	<b>て</b> □いる □いない	条例第 244 条
	(2) 利用者に対す 記録を整備し、 か。	るサービスの その完結の日				
	ア福祉用具貸		5)- 1 <b>2</b> 44 B			
		条第4項の規定 条において準り た具体的なサー	用する第 19 🕯	条第2項の規	定	
	エ 条例第 245 市町村への通	条において準り 知に係る記録	用する第 26 🕯	条の規定によ	る	
	オ 条例第 245 による苦情の		用する第 37 🦸	条第2項の規	定	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	カ 条例第 245 条において準用する第 39 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、②ア、ウ及びエからカまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、イの記録については、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指します。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(9)
(予防)介詞	護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 介護予防 福祉用具貸 与の基本取 扱方針	(1) 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※ サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	□いる □いない	予防条例第 215 条 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (1) ①
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	平 18 厚労令 35 第 277 条第 2 項
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介 護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ るよう支援をすることを目的とするものであることを常 に意識していますか。	□いる □いない	平 18 厚労令 35 第 277 条第 3 項
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	□いる □いない	平 18 厚労令 35 第 277 条第 4 項
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (1) ②
2 介護予防 福祉用具貸 与の具体的 取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国比平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格は平成30年10月から適用)。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 1 号
	(2) サービスの提供にあたっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 2 号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等 について、理解しやすいように説明を行っていますか。		予防条例第 216 条第 3 号
	(4) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機 能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 4 号
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 5 号
	※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応 等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予 防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいま す。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (2) ②
	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。		
	(6) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 6 号
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に 行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福 祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってく ださい。		
	特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (2) ③
	(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種 目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関 する情報を利用者に提供していますか。	□いる □いない	予防条例第 216 条第 7 号
	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (2) ④
3 介護予防 福祉用具計 画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 1 項
	※ 上記の場合において、特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (3) ①
	(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 2 項
	※ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス 計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画 が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必 要に応じて変更してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (3) ②
	(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 3 項
	(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 4 項 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (3) ③
	※ 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければな らないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反 映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防 福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明 した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護 予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護 支援専門員に交付しなければなりません。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、5年間保存しなけれ ばなりません。		平 11 老企 25 第 4 の 11 の (3) ③
	(5) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 5 項
	※ 事業者は、介護予防サービスの提供状況等について 介護予防支援事業者に対する報告が義務づけられるととも に、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当 該計画の実施状況の把握(モニタリング)が義務づけられてい ます。		
	介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (3) ④

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、 当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス 計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 6 項
	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、 必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行って いますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 7 項
	(8) 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	□いる □いない	予防条例第 217 条第 8 項
	※ 事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9 (3) ④
第6 変更の履	<b>虽出等</b>		
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。	□いる □いない	法第 75 条第 1 項
	※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア 事業所(施設)の名称 イ 事業所(施設)の所在地、電話番号、FAX番号 ウ 申請者の名称、主たる事務所(法人)の所在地、電話番 号、FAX番号 エ 代表者(開設者)の氏名、職名及び住所 オ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 カ 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 キ 運営規程 ク 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあって は、委託先の状況)		施行規則 131 条第 1 項第 11 号
	※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又 は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てくだ さい。		法第 75 条第 2 項
第7 介護給付	寸費の算定及び取扱い		
1 福祉用具 貸与費の算 定	費用の額を当該福祉用具算定与事業所の所在地に適用される 1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数がある ときは、これを四捨五入して得た単位数)で算定しています か。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 11
	ただし、1月当たりの平均貸与件数が 100 件以上となった ことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別 に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費を算定できません。 ※ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。		
	<ul> <li>※ 平 30 厚労告 80 (参考) 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先</li> <li>《厚生労働省ホームページ》</li> <li>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html</li> <li>※ 搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用</li> </ul>		平 12 厚告 19 別
2 中山間地域等住居者加算	に含まれるものとし、個別には評価しません。	□いる □いない □該当なし	表 11 の注 1 平 12 厚告 19 別表 11 の注 3
	度として、所定単位数に加算していますか。 ※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越える場合には、算定する交通費の支払を受けることはできません。		平 12 老企 36 第 2 の 9(1)⑤
3 要介護 1 の者等に係 る福祉用具 貸与費	(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。  ※ 対象外種目  車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	_	平 12 厚告 19 別表第 11 の注 4 平 12 老企 36 第 2 の 9(2)①
	(2) 要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□いる □いない □該当なし	平 12 厚告 19 別表 11 の注 4
	※ ただし、厚生労働大臣が定める者(利用者等告示第三十一号のイ)で定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下において同じ。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要		平 12 老企 36第 2 の 9(2)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断すること	
	となる。 なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。 ウ 上記アにかかわらず、次のi)~iii)までのいずれかに	
	該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かっ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。	
	この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一	
	号のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF) ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間 のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当ることが確 実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)	
	iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者 (例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不	
	全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) 注)括弧内の状態は、あくまでもi)~iii)の状態の 者に 該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。ま た、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii) の状態であると判断される場合もありうる。	
	※ 基本調査結果による判断については、次に定める方法に よります。なお、当該確認に用いた文書等については、サー ビス記録と併せて保存してください。 ア 当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該 軽度者の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査 対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに	平 12 老企 36第 2 の 9(2)
	基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠						
	イ 当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合 にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開 示させ、それを入手すること。								
4 サービス 種類相互の 算定関係	特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)又は認知症対応型共同生活介護費、(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□いない □いる	平 12 厚告 19 別表第 11 の注 5						
(予防)介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い									
1 介護予防 福祉用具貸 与費の算定	介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に介護予防福祉 用具貸与に要した費用の額を当該介護予防福祉用具貸与事業 所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単 位数)で算定していますか。	□いる □いない	平 18 厚労告 127 別表の 11						
<ul><li>2 中山間地 域等住居者 加算</li></ul>	中山間地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。	□いる □いない □該当なし	平 18 厚労告 127 別表 11 の注 3						
3 要支援者 に係る介護 予防福祉用 具貸与費	要支援者1又は要支援2の者(以下「軽度者」という。)に対して、使用が想定しにくい以下の介護予防福祉用具貸与の種目を貸与した場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。	□いる □いない □該当なし	平 18 厚労告 127 別表第 11 の注 4						
	※ 対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ 防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)、自動排泄処理装置(尿のみを自動 的に吸引する機能のものを除く。)								
	※ ただし、厚生労働大臣が定める者(利用者等告示第88号において準用する第三十一号のイ)で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を		平 18 老計・老振・ 老老 - 0317001 第 2 の 11(2)①						
	用い、その要否を判断するものとする。 イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要 と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必 要と認められる者」については、該当の基本調査結果がな いため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員の ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参 加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジ メントにより介護予防支援事業者が判断してください。								
	なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス 計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じ て随時)で行うこととする。								

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ウ 上記アにかかわらず、次のi)~iii)までのいずれかに 該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かっ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が 判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要 否を判断することができる。 この場合において、当該医師の医学的な所見について は、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF)		
	ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化) iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイに該当すると判断できる者		
	(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) 注)括弧内の状態は、あくまでもi)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii)の状態であると判断される場合もありうる。		
	※ 基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ア 当該軽度者の担当である介護予防支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ 当該軽度者に担当の介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開		平 18 老計・老振・ 老 老 - 0317001 第 2 の 11(2)②
4 サービス 種類相互の 算定関係	示させ、それを入手すること。     介護予防特定施設入居者生活介護費(介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護費(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。	□いない □いる	平 18 厚労告 127 別表 11 の注 5

自主点検項目	自 主	点 検	0)	ポーイ	ン	٢		根拠
第8 その他								
ビス情報の <b>とも</b> 公表 ※	<b>に見直しる</b> 原則として	<b>をセンターへを行っていま</b> で、前年度に 「100万円	<b>すか。</b> 介護サー	ビスの対値	<b>新として</b> 支		□いる □いない	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 44
	いますか。 届出 <sup>4</sup>	体制を適切! 年月日 責任者 職名	[ <b>3</b> [	関係行政 <b>を</b>	関に届け	日]	□いる □いない	法第 115 条の 32 第 1 項第 2 項
( <u>(</u> )	<ul> <li></li></ul>							施行規則第 140条の 39
(3)  **  **  **  **  **  **  **  **  **	また	5具体的な、 は具体的は、 はおいて では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	<b>等遵守)に</b> <b>等遵すか。</b> <b>等遵守)に</b> (内 エ あ必情にて の て し の で ク 内なにいる 修る の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	<b>こついての</b> <b>ごついて、</b> (アからカを )アからく を実通を等るで 大で、実施して、 を実施して、	<b>具体的な</b> 取れている でい。 ないがる で行査し、関 でのあるに関する でのある。 でのである。 でのである。 でのでのである。 でのでのである。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでできる。 でので。 でので。 でのできる。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 での	<b>双組を</b> ぶと よ まらすす	□いない □いる □いない □いない	
		体制(法でき っていますが		/48水山〜 ノし	・・ C 、 <b>6</b> 千11	ш <sup>-</sup>	□いない	